

(別紙)

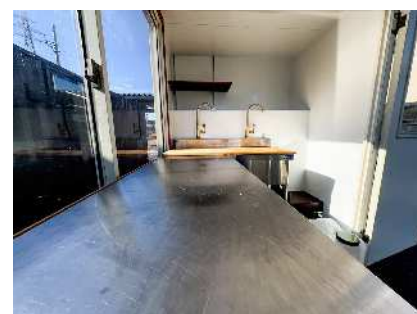
令和8年度 新チャレンジショップ事業

貸出設備の概要

1. キッチンカー(軽トラックタイプ) 1台



【寸法】長さ347cm／幅 153cm／高さ247cm



キッチンカーで提供する商品に応じて、備品の一部も貸出が可能です。

(貸出可能な備品の例)

発電機(900Wまたは1600W)、IHヒーター、炊飯ジャー、保温ジャー、業務用かき氷機等

◇食品衛生責任者資格

- ・ 出店体験者は、出店体験開始までに食品衛生責任者資格を取得すること。

【参考】

公益社団法人新潟県食品衛生協会ホームページ <https://niigata-shokkyo.com/tebiki.html>

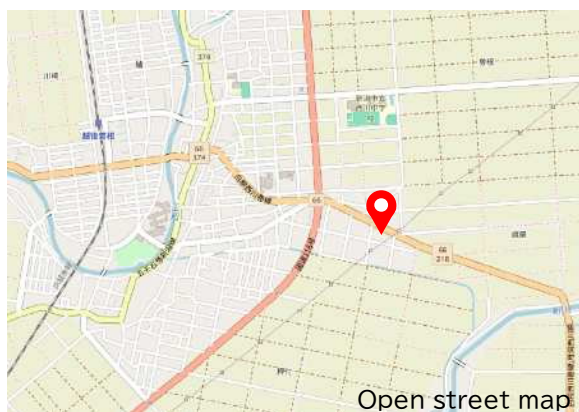
食品衛生責任者養成講習(eラーニング開催)のご案内 <https://niigata-shokkyo.com/elearning.html>

◇利用上の注意事項等について

- ・ キッチンカーでは、簡単な調理(温める、揚げる、盛り付ける等)や大量の水を要しない2工程程度までの簡単な調理が可能です。食材の仕込み等は、営業許可を受けた施設で行う必要があります。
- ・ 食材の仕込み等で利用可能なレンタルキッチンの貸出は、下記「3. レンタルキッチン」に掲載しています。

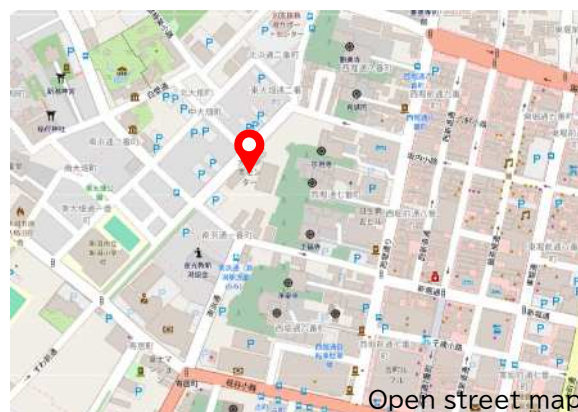
◇キッチンカーの駐車場

出店体験者の自宅で車両の管理が難しい場合、以下のいずれかに駐車ができます。
(駐車場内での事故・盗難等については、新潟市で責任を負いかねます。)



(住所)新潟市西蒲区旗屋

※キッチンカー所有者の駐車場です。



(住所)新潟市中央区東大畑通2番町

※自家用車は駐車できません。

◇キッチンカーの出店場所



- 古町ルフル広場
 - ふるまちモール7
- (住所 新潟市中央区古町通7番町)

*利用可能時間 8:00~20:00

*他のイベント開催日は出店不可。

古町ルフル広場



ふるまちモール7



◇電源について

- 古町ルフル広場で出店する場合
コンセント1か所で、1500Wまで利用可能。

電力が不足する場合、
発電機を貸し出します

- ふるまちモール7で出店する場合
コンセント3か所で1500Wまで利用可能。(1か所につき、500Wまで)

令和7年度の出店体験の様子

出店日のスケジュール(例)

- 8:30 キッチンカーを
出店場所に移動 冷蔵庫の保冷に
時間がかかります
- 9:00 レンタルキッチンで
食材の仕込みを開始
- 11:00 出店場所へ移動
- 11:30 開店 お昼の時間帯に
合わせて、営業開始
- 14:00 営業終了
- 14:30 キッチンカーを
駐車場へ移動

自宅でキッチンカーを管理できたり、
仕込み場所をご自身で手配できたりする場合、
スケジュールの時間を短縮できます。

キッチンカーの装飾等



提供した商品



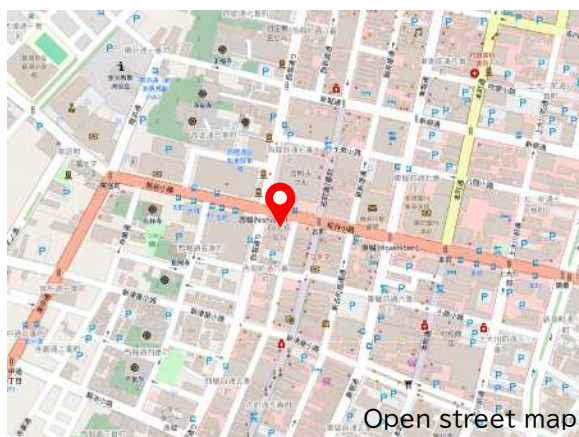
← タイ料理

← ハンバーグ丼

← フレンチトースト

2. 販売スペース 1か所

【対象業種】飲食、物販、サービス



【基本情報】

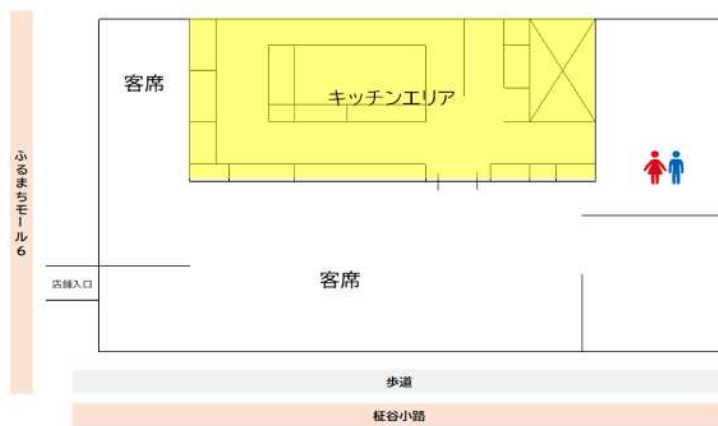
住所	新潟市中央区古町通6番町953番地1 国際調理製菓専門学校内
利用可能日	月～金曜日 9:00～17:30

※無料駐車場なし

【販売スペース・客席】



【配置図(イメージ)】



物販・サービス業で使用する場合

◇利用可能な備品

- ・ 机、椅子 ※上記写真参照

◇その他注意事項等

- ・ 設備の貸出状況によっては、複数人での利用となる場合があります。事前に利用場所の調整をしますが、出店体験者同士で譲り合って使用すること。
- ・ 使用した設備の原状復帰を行うこと。
- ・ 出店にあたり発生したごみは、出店体験者が持ち帰ること。

飲食業で使用する場合(例:飲食店・菓子製造)

◇利用可能な備品

- ・ 机、椅子
- ・ 3口コンロ(オーブン付き)
- ・ スチームコンベクションオーブン
- ・ 冷蔵庫(コンロ下2台)
- ・ 炊飯釜(ガス用)2台
- ・ アイスストッカー(氷製造)

【キッチンスペース】



◇その他注意事項等

- ・ **食品衛生責任者資格について**
出店体験者は、出店体験開始までに食品衛生責任者資格を取得すること。

【参考】

公益社団法人新潟県食品衛生協会ホームページ <https://niigata-shokkyo.com/tebiki.html>

食品衛生責任者養成講習(eラーニング開催)のご案内 <https://niigata-shokkyo.com/elearning.html>

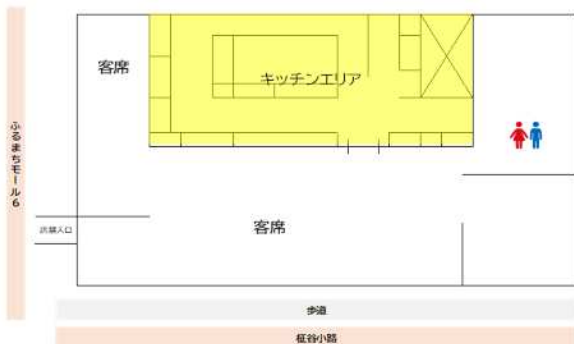
- ・ **臨時食品営業許可申請について**
飲食店として使用する場合、出店決定後に出店体験者が新潟市保健所食の安全推進課へ事前相談を行い、申請をすること。

【参考】新潟市ホームページ

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shoku/eigyokyoka/shokuanzen20210527_3.html

- ・ キッチン内の衛生環境を管理できない場合、貸出を取りやめることがあります。
- ・ 上記「利用可能な備品」以外の調理用具等の貸出はありません。
- ・ 出店にあたり発生したごみは、出店体験者が持ち帰ること。
- ・ 複数人での利用とならないよう事前に利用調整をします。調整にご協力をお願いします。

3. レンタルキッチン 1か所



【基本情報】

住 所	新潟市中央区古町通6番町953番地1 国際調理製菓専門学校内
利用可能日	月～金曜日 9:00～17:30

※無料駐車場なし

- ・ 「2. 販売スペース」と同一施設となります。
- ・ 上記「飲食業で使用する場合(例:飲食店・菓子製造)」と同条件での貸し出しとなりますが、臨時食品営業許可の取得は不要です。